

No.	7		
名称	広野台二丁目地区地区計画		
決定（変更）告示日	平成 25 年 5 月 31 日（当初） 平成 30 年 8 月 31 日（変更）		
告示番号	座間市告示第 77 号（当初） 座間市告示第 97 号（変更）		
位置	座間市広野台一丁目、広野台二丁目、相模が丘四丁目及び小松原一丁目地内		
面積	約 12.7ha		
地区計画の目標	<p>広野台二丁目地区は、従来から自動車産業に関連する商業施設等が立地している地区で、「座間市都市マスタープラン運用方針」において、土地利用転換検討地とし、「商業業務地」の創出を主な都市づくりの方針としている。</p> <p>地域の交通ネットワーク、環境、防災等に配慮した都市基盤整備を図るとともに、広野台地域で研究している自動車産業に関連する先進的環境技術の発信、普及の場や環境技術を活用した商業施設等を誘導することにより、エコライフの地域への普及、ゼロエミッション社会実現に向けた地域の賑わいの場として、商業業務等の諸機能を有する新しい都市形成を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	環境に配慮した新しい商業業務地を誘導し市民が集い、憩い、楽しむことのできる魅力ある都市づくりを図る。	
	公共施設等の整備の方針	<p>1. 道路等の整備方針</p> <p>周辺道路の交通渋滞緩和を図り地域生活の利便性向上のために、座間市道 13 号線と座間市道 38 号線をつなぎ、都市計画道路広野大塚線との接続を考慮した区画道路を整備する。また、安全で快適な歩行空間を確保する。</p> <p>2. 公園、緑地等の整備方針</p> <p>座間市の「自然環境軸」である仲よし小道を強化するとともに、周辺住民、来訪者が散策などを楽しめるよう、公園を適切に配置する。</p>	
	建築物等の整備の方針	賑わいある市街地の形成を図るとともに、ゆとりある街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限等について必要な基準を定める。	
再開発等促進区	面積	約 9.1ha	約 3.6ha
	土地利用に関する基本方針	<p>1 街区</p> <p>土地利用転換及び高度利用にあわせ、地域の交通ネットワークや環境、防災等に配慮した都市基盤の整備を図るとともに、先進的環境技術の発信、普及を図る自動車関連施設や展示施設等や環境技術を取り入れた大型商業施設を導入することにより、市民が集い、憩い、楽しむことのできる魅力ある空間を創出する。</p> <p>1. 自動車産業に関する先進的環境技術の紹介や、歴史を伝える展示等を行う情報館、展示施設等を導入する。</p>	<p>2 街区</p> <p>1 街区における大型商業施設への土地利用転換を踏まえ、安全で快適な歩行空間を整備するとともに、周辺の交通基盤処理能力を考慮し、環境や防災等にも配慮したオープンスペースや集客施設を導入することにより、地域の交流空間として、市民に開かれた魅力ある賑わい空間を創出する。</p> <p>1. 地域の賑わい作り、防災活動、環境負荷軽減といった取り組みの継続に向け、地域に親しまれる交流スペース、地域を守る防災スペースとしての機能を有したオープンスペースを整備する。</p>

再開発等促進区	土地利用に関する基本方針		2.自動車産業に関する先進的環境技術の普及のため、充電ステーションやカーシェアリングステーション等を取り入れた自動車関連施設等を導入する。 3.メガソーラーの導入等、環境技術を取り入れた大型商業施設等を導入する。		2.1街区の大型商業施設を利用する市民等がさらに憩い、楽しむことができる環境にも配慮した魅力ある集客施設（映画館、劇場、集会場等）を導入する。 3.市街化調整区域との結節点として、オープンスペースとつながる緑豊かな広場空間を整備する。				
	主要な公共施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	面積	備考	
			道路	区画道路1号	12m	約560m	約7,120㎡	新設	
			緑道	緑道1号	4m	約380m	約1,580㎡	新設	
		公園	公園1号			約2,290㎡	新設		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	面積	備考	
			広場	広場1号			約100㎡	新設	
			緑地	緑地1号		約360m	約360㎡	新設	
				緑地2号		約90m	約430㎡	新設	
			その他の公共空地	オープンスペース			約5,000㎡	新設（概略的配置）	
	建築物等に関する事項	地区の区分	区域	1街区			2街区		
			面積	約9.1ha			約3.6ha		
		建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物は建築してはならない。 1.自動車教習所 2.建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げるもの 3.建築基準法別表第2（る）項第2号に掲げるもの また、建築可能な建築物においても周辺の交通基盤処理能力を考慮したものとする。					
		建築物の容積率の最高限度		10分の30 ただし、建築物の容積率の最高限度に関する規制に係る容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定に当たっては、建築基準法施行令第2条第1項第4号ただし書の規定を適用する。			—		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下、「外壁等」という）の面から道路境界線までの距離は、神奈川県道50号（座間大和）においては2m以上、座間市道13号線においては5m（緑道4mを含む）以上、区画道路1号においては1m以上とする。			建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下、「外壁等」という）の面から道路境界線までの距離は区画道路1号においては1m以上、座間市道38号線においては5m以上とする。		
				ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分についてはこの限りではない。 1.地盤面に設けられる建築物又は建築物の部分 2.巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物及び上水道等公共インフラ供給に必要な建築物 3.道路上空に設けられる横断橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分					

		<p>工作物の設置の制限</p>	<p>壁面の位置の制限が定められた範囲内の土地の区域は、門、塀、垣又はさく、広告物、その他これらに類する工作物を設けてはならない。ただし、道路交通安全のための施設及び植栽についてはこの限りでない。</p>
		<p>かき又はさくの構造の制限</p>	<p>建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で、本地区計画の1号施設である道路に面するものは、網状その他これに類する形状で高さが2m以下であるもの又は生垣とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公園周囲に設けるへい等で、網状その他これに類する形状としたもの 2. 危険物の貯蔵又は処理に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの 3. ごみ集積場の周囲に設けるもの

座間都市計画地区計画
広野台二丁目地区地区計画 位置図



